

【継】第4次しろい健康プラン策定業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

第3次しろい健康プラン（以下「現行計画」という。）については、白井市（以下「市」という。）の健康づくりに関する総合的な計画として位置づけ、健康増進法第8条第2項、食育基本法第18条、白井市歯科口腔保健の推進に関する条例第9条及び自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく市町村個別計画としての性格を持ち合わせた計画としている。

今回、現行計画が令和8年度(2026年度)末で終了となることから、令和9年度(2027年度)から新たにスタートする次期しろい健康プランを2か年に渡り策定するにあたり、市における現行計画の現状分析及び市民ニーズを的確に把握し、今後の課題に対し専門的知見からの助言ができる外部の専門機関に計画の策定業務を委託するものとし、専門機関の選定については価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性、価格等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザルにより契約の相手方となる候補者（以下「受注予定者」という。）を特定するものとする。

2 委託業務名

【継】第4次しろい健康プラン策定業務委託

3 委託業務場所

白井市復1123番地 白井市保健福祉センター

4 委託業務内容

別添「【継】第4次しろい健康プラン策定業務委託仕様書」のとおり

5 履行期間

契約締結の翌日から令和9年(2027年)3月25日まで

6 提案限度額

9,029,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

【内訳】

令和7年度(2025年度)：5,001,000円

令和8年度(2026年度)：4,028,000円

※提案限度額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものであることに留意すること。

※年度ごとの提案限度額を超える提案は受け付けない。

7 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付すること。

ただし、契約金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される次のいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

(1) 金融機関等の保証書

(2) 履行保証保険証券

また、白井市財務規則第139条第4項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

8 支払特約

前払い金 無

出来高払い 有（支払回数合計2回）

9 参加資格

参加申込書提出から受注予定者特定までの間に次の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- (2) 白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「調査・計画」、中分類「健康・福祉計画」に登録していること。
- (3) 白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (4) 白井市入札契約に係る暴力団排除要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。
- (6) 本実施要領公表日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (8) 千葉県、東京都、埼玉県、茨城県又は神奈川県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者
- (9) 令和2年度から本件の令和6年度までに国又は地方公共団体等の「健康増進計画」、「食育推進計画」、「歯科口腔保健推進計画」及び「自殺対策計画」の策定業務を元請けとして履行した実績があること。
- (10) 本業務の主担当者として、上記（9）に規定する業務において統括責任者又は主担当者としての実績を有する者を配置できる者。なお、本件実施要領公表日現在で3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

10 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を、下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・【継】第4次しろい健康プラン策定業務委託プロポーザル実施要領
- ・【継】第4次しろい健康プラン策定業務委託プロポーザル様式集
- ・【継】第4次しろい健康プラン策定業務委託プロポーザル仕様書

(2) 交付方法

- ・白井市ホームページに掲載する。下記のURLからダウンロードすること。
《<http://www.city.shiroi.chiba.jp/sangyo/nyusatu/index.html>》

11 スケジュール

参加申込から契約締結までのスケジュール

手続き等の名称	日程・締切	備考・提出書類等
実施要領等の公表	令和7年(2025年)4月1日から	
参加申込書提出期限	令和7年(2025年)4月22日17時まで	様式1及び添付書類
参加資格確認結果通知書送付予定日	令和7年(2025年)4月25日	様式2
質問書受付期間	令和7年(2025年)5月9日17時まで	様式4
回答予定日	令和7年(2025年)5月13日17時まで	白井市ホームページに掲載
提案書等提出期間 (第1次審査分)	令和7年(2025年)5月15日17時まで	様式5及び添付書類
第1次審査結果通知書送付予定日	令和7年(2025年)5月21日	様式6
提案書等提出期間 (第2次審査分)	令和7年(2025年)6月27日17時まで	様式7及び添付書類
プレゼンテーション 実施予定日	令和7年(2025年)7月3日	
結果通知書送付予定日	令和7年(2025年)7月11日	様式8
受注予定者との協議	結果通知後から	
見積書提出(予定)	受注予定者との協議後	
契約締結(予定)	令和7年(2025年)7月下旬ごろ	

12 説明会(または現地見学会)

本業務及びプロポーザルに関する説明会(見学会)は開催しない。

1.3 参加申込

(1) 提出書類

- ・参加申込書（様式1） 1部
- ・上記9（9）に定める契約実績を確認できる契約書等の写し（直近の履行実績のみで可）
- ・上記9（10）に定める業務実績を確認できる経歴書及び当該者の雇用期間が確認できるもの（雇用証明書等）

(2) 受付期間

令和7年(2025年)4月1日(火) から
令和7年(2025年)4月22日(火) 17時まで

(3) 提出方法

担当課に持参または郵送にて提出すること。
※郵送の場合には、配達記録が残る方法で郵送すること。

1.4 参加資格確認の通知

参加申込書の内容について、参加資格を満たしているかを確認し、その結果を参加資格確認結果通知書（様式2）により、令和7年(2025年)4月25日(金)までにFAXで通知し、別途原本を発送する。

また、参加が認められなかった者に対しては、参加を認めない理由を記載して通知する。

※参加が認められなかったことについて異議がある者は、参加資格確認結果通知書を受理した日から7日以内に必着で異議申立書（様式3）を担当課へ提出すること。

1.5 質問及び回答

業務及びプロポーザルについて質問がある場合には、令和7年(2025年)4月25日(金)から同年5月9日(金)17時までに質問書（様式4）をメールまたはFAXにて担当課へ提出し、電話により担当課へ提出したことを連絡すること。

質問についての回答は、令和7年(2025年)5月13日(火)17時までに白井市ホームページ内に掲載する。

回答内容については、競争条件及び契約内容に含むこととする。

1.6 参加辞退

提案者として認定されてから、第2次審査までの間にやむを得ない事情により参加を辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出すること。

なお、辞退することにより今後市から不利益な扱いを受けることはない。

1.7 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

第1次審査（業務実績等による客観評価）及び第2次審査（プロポーザル選定委員会による提案書及びプレゼンテーション内容の評価）によって行う。

第1次審査において、実施体制・実績等を書類審査し、第2次審査に進む者（以下「第1次審査通過者」という。）上位5者を選定する。

ただし、上位5者の選定にあたり同点の者がいるときは、主担当者の同種業務実績点の高いほうを、なお、同点の場合は、統括責任者の同種業務実績点数の高いほうを上位とする。

第2次審査において、第1次審査通過者を対象に提案書によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの会場・日時については、第1次審査通過者に

別途連絡する。

なお、第2次審査には本業務の主担当者となる予定の者が必ず出席し、その者がプレゼンテーションを行うこと。

また、プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付の遅かったものから順に行うものとする。

(2) 評価基準

別表1-1のとおり

1.8 受注予定者の特定

(1) 第1次審査及び第2次審査の合計得点が最も高い者を受注予定者とし、第2位の者を次点者とする。なお、合計得点が同点の者が2者以上いるときは、第2次審査の点数の高い者を優先する。

(2) 合計得点が最も高い者であっても、合計得点が660点に満たない者は受注予定者とししない。

1.9 提案方法

(1) 第1次審査

ア 提出書類

- ・提案書等提出届（第1次審査分）（様式5）
- ・業務実施体制票（様式10）
- ・業務実績票（様式11）

イ 受付期間

令和7年(2025年)4月28日(月)から

令和7年(2025年)5月15日(木)17時まで

ウ 提出方法

担当課へ持参または郵送にて提出すること。

※郵送の場合には、配達記録が残る方法で郵送すること。

(2) 第2次審査

ア 提出書類

- ・提案書等提出届（第2次審査分）（様式7）
- ・提案書（A4任意様式、別表1-2参照）9部（正本1部、副本8部）
- ・見積書（様式12）
- ・見積金額内訳書（様式13）

(3) 受付期間

令和7年(2025年)5月22日(木)から

令和7年(2025年)6月27日(金)17時まで

(4) 提出方法

持参にて提出すること。

※提出先に電話連絡をし、持参予定日時を調整すること。

2.0 結果の通知

(1) 第1次審査

第1次審査通過者には、プロポーザル第1次審査結果通知書（様式6）及びプロポーザル第2次審査についての通知を送付する。

その他の者については、プロポーザル第1次審査結果通知書（様式6）のみを送付する。

(2) 第2次審査

プロポーザル第2次審査結果通知書（様式8）により、受注予定者名と点数、次点者名及び自己の点数を通知する。

※第1次審査及び第2次審査の結果に異議がある者は、第1次審査及び第2次審査結果通知書を受理した日から7日以内に必着で異議申立書（様式3）を担当課へ提出すること。

2.1 結果の公表

- (1) 受注予定者については白井市ホームページ内に掲載する。
- (2) 受注予定者を特定した過程や評価結果については、白井市情報公開条例に基づき対応する。

2.2 契約の締結

- (1) 市は受注予定者と業務の詳細等を協議のうえ、見積書を徴取し契約を締結する。
- (2) 受注予定者に事故があり見積書の徴取が不可能となった場合、または受注予定者との協議が整わない場合、市は次点者と業務の詳細等を協議のうえ契約を締結する。なお、受注予定者と契約が締結された場合、市は次点者へ速やかに連絡する。
- (3) 原則として、契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。ただし、協議の結果、設計及び仕様内容等に追加があった場合には、この限りではない。

2.3 その他留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格または提出書類を無効とする。
 - ・受注予定者特定までの間に参加資格を満たさなくなった場合。
 - ・審査の公平性を害する行為があった場合。
 - ・本要領に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合。
 - ・指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合。
 - ・提出書類の記載に虚偽の記載があった場合。
 - ・提出書類に記載すべき事項の全部または一部の記載が漏れている場合。
- (2) 参加者または提案者が1者となった場合には、本プロポーザルを中止する場合がある。
- (3) 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 市は提出された提案書類について、受注予定者の特定以外に提案者に無断で使用しないこととする。ただし、情報公開請求があった場合は、白井市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (6) 提出期限以降における提出書類の差換え及び再提出は認めない。
- (7) プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期、または中止することがある。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- (8) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
- (9) 第2次審査の結果、1位の者を決定したとしても、その者の評価点が市の定める基準を超えない場合、受注予定者とししない。

- (10) 本件に係る予算が、議会の議決を得られないときは、契約手続きを中止する。なお、この場合、市は本件が契約締結されないことによる補償は行わない。
- (11) 市は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組んでいるため、受注者となった場合は、市の方針や取組等を十分に理解し、本事業を行うに当たっては、温室効果ガスの排出抑制等に努めることとする。

2.4 提出及び問い合わせ先（担当課）

本要領で定める提出物の提出及び質問等の問い合わせ先は以下のとおりとする。

〒270-1492

千葉県白井市復1123

白井市役所健康子ども部健康課 担当 金田・鈴木

電話 047-497-3494 内線5327

FAX 047-492-3033

E-mail kenkou@city.shiroi.chiba.jp

別表 1 - 1 評価基準等

- 第 1 次審査 提出書類 (1) 提案書等提出届 (第 1 次審査分) (様式 5)
 (2) 業務実施体制票 (様式 1 0)
 (3) 業務実績票 (様式 1 1)

評価項目	評価の視点	配点	備考
業務実施体制	・ 主担当者及び総括責任者の同種業務の実績	60	
業務実績	・ 事業者の同種業務及び関連業務の実績	40	

- 第 2 次審査 提出書類 (1) 提案書等提出届 (第 2 次審査分) (様式 7)
 (2) 提案書 (A 4 任意様式) ※別表 1 - 2 参照
 (3) 見積書 (様式 1 2) 及び見積金額内訳書 (様式 1 3)

評価項目	評価の視点	配点	備考
業務に対する考え方	・ 法令や計画と本業務の関連性を理解した提案となっているか	20×6	
実施手順	・ 業務遂行に十分な実施体制となっているか ・ 作業工程等が具体的に設定されその工程は合理的なものか	30×6	
白井市に対する取り組み	・ アンケート調査等において、白井市の課題等を的確に捉えたうえでの効果的な調査項目を設定することが期待できるか ・ 会議支援、パブリックコメント支援など事務支援において、有効な手段が期待できるか	30×6	
独自提案等	・ 設計書・仕様書等に定めるもの以外に有効な提案等があるか	30×6	
プレゼンテーションについて	・ 業務に取り組む意欲、積極性が感じられ、根拠や知識の裏付けによる説得力があるか ・ コミュニケーション能力が高く、解りやすく、明確な対応ができるか	20×6	
見積額	・ 他者と比べて安価であるか	220	

第一次審査 100点

第二次審査 1,000点 (130点×6名+220点(見積))

合計(満点) 1,100点

別表 1－2 提案書類作成方法

- (1) 作成にあたっては日本語を用い、通貨は日本円とすること。
- (2) 提案書は代表者印を押印した正本 1 部と、提案者名等が特定できる名称やロゴマーク等を使用していない副本 8 部をそれぞれファイルで綴じて提出すること。
- (3) 提案書の様式は任意とするが、用紙は A 4 を用い、評価基準の項目順に提案を記載し、ページ数は表紙等を含めて 20 ページ以内とする。
なお、実施手順の提示にあたっては図などを用いて、チェック体制など本業務の推進体制をわかりやすく説明すること。
- (4) 見積書の金額は税抜きで記載し、提案限度額の範囲内であること。